

別紙1 政務調査費支出額一覧

番号	事務所費		人件費	
	賃料及び駐車場料金	政務調査費での支出額	人件費総額	政務調査費での支出額
A1			112万1686円	56万0843円
A2			210万6250円	70万2074円
A3			102万円	102万円
A4	150万円	55万7500円	147万1420円	85万2721円
A5	114万円	35万7518円	※	70万4052円
A6	114万5000円	57万2500円	341万円	170万5000円
A7	36万円	36万円	406万円	268万円
A8	126万4935円	63万2467円	170万3800円	85万1900円
A9	142万円	70万6666円	340万円	170万円
A10	180万円	87万5000円	146万4000円	73万2000円
A11	102万6850円	84万0150円	220万円	180万円
A12	107万4095円	52万6021円	290万5200円	145万2600円
A13	60万円	30万円	40万5000円	20万2500円
A14	120万円	60万円	※	125万8000円
A15	48万円	48万円	198万0066円	174万5538円
A16	157万5000円	78万7500円	205万円	102万5000円
A17	66万2625円	33万1312円	146万8205円	73万4102円
A18	152万4810円	76万2404円	281万0615円	140万5304円
A19			240万円	120万円
A20			108万円	108万円
A21			333万1040円	153万7007円
A22			365万8720円	283万3550円
B1	88万円	44万円		
B2	※	※		
B3	51万9750円	25万9875円		
B4	110万円	55万円		
B5	※	※		
B6	100万円	100万円		
B7	84万円	42万円		
B8	90万円	45万円		
B9	70万円	35万円		
B10	108万0200円	108万0200円		
B11	145万円	72万5000円		
B12	※	※		
B13	66万円	33万円		
B14	84万2930円	42万1465円		
B15	48万4000円	24万2000円		
C1	96万円	48万円		
C2	※	※		
C3	94万7808円	※		
C4	104万5000円	52万2500円		
D1	68万6400円	34万3200円		
D2	137万7200円	59万4700円		

注) ※印欄は当事者に争いがある部分を示す。

別紙2 当事者に争いのある支出額一覧表

記号	費目	原告主張	被告ら主張
A5	人件費総額	211万2192円	224万4960円
A14	人件費総額	125万8000円	211万8700円
B2	賃料等	78万円	85万8000円
	政調費支出	39万円	42万9000円
B5	賃料等	69万円	60万円
	政調費支出	34万5000円	30万円
B12	賃料等	81万円	90万円
	政調費支出	40万5000円	45万円
C2	賃料等	60万円	56万円
	政調費支出	30万円	28万円
C3	政調費支出	47万3901円	47万3904円

別紙3 事務所費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
A4	<p>【①賃貸借契約書上の使用目的】 賃貸借契約書(丙A4の1)においては、政務調査事務所の使用目的は「事務所」とのみ記載されており、政務調査活動を目的とする旨の記載もない。</p> <p>【②政党活動のための使用を推認させる事情の存在】 A4議員は、人件費に関する主張として、雇用していた職員のうち1名が平成22年6月以降は政党活動に従事する状況であったことを自認している。政務調査事務所において政務調査活動に従事していた職員が政党活動にも従事する状況であったことからすれば、同事務所においては政党活動も行われていたと推認される。</p>	<p>A4議員は、平成22年4月から5月までの間、政党活動を自宅で行い、政務調査事務所を後援会活動のための事務所としても兼用したことから、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p> <p>また、同年6月10日以降は、政務調査事務所につき、政党事務所としても届出を行い、同事務所において政党活動も行ったことから、同日以降の按分率を2分の1から3分の1に変更し、これを政務調査費から支出した。</p>
A5	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 賃貸借契約書(丙A5の1)においては、政務調査事務所の使用目的は「事務所」とのみ記載されており、政務調査活動を目的とする旨の記載もなく、陳述書も提出されていない。</p>	<p>A5議員は、政務調査事務所を後援会活動及び政党活動のための事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の3分の1を政務調査費から支出した。</p>
A6	<p>【①事務所の賃借人が議員以外の第三者】 賃貸借契約書(丙A6の21)においては、政務調査事務所の賃借人は第三者であるP69となっており、議員自身は連帯保証人となっているにすぎない。</p> <p>【②賃貸借契約書の使用目的】 賃貸借契約書(丙A6の21)には、政務調査事務所の使用目的は「後援会事務所」とのみ記載されており、政務調査活動を目的とする旨の記載もない。</p>	<p>A6議員は、政党活動を自宅において行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所として兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p> <p>なお、政務調査事務所に関する賃貸借契約書においてはA6議員の後援会会長が賃借人となっているが、同契約書は「手引き」作成前に締結された契約を繰り返し更新して現在に至っているという事情があり、実質的にも、A6議員は契約当事者と同様の責任を負う連帯保証人となっていることから、当該支出は「手引き」の趣旨に反するものではない。</p>
A7	<p>【①賃貸借契約書の不提出】 A7議員は、政務調査活動のための市政相談者専用に使っていたと主張する事務所の近隣の駐車場に関する賃貸借契約書を提出せず、同駐車場の利用用途に関する客観的資料が存在しない。</p> <p>【②政党活動のための使用を推認させる事情の存在】 事務所の駐車場前には、後援会の立看板及び自民党所属の他の政治家の立看板が存在しており(甲A7の3)、事務所の近隣の駐車場も後援会活動及び政党活動のための来訪者も使用していたことが推認される。</p> <p>政務調査事務所は、自民党北海道第4選挙区支部事務所としても利用されており、このことからすれば、議員が自宅で政党活動を行っていたとの主張は信用できない。</p>	<p>A7議員は、政務調査活動の一環である市政相談等において、多人数の来客があった場合の予備的駐車場(事務所に近接する地点に3か所)としてこれを利用したことから、同駐車場の賃料全額を政務調査費として支出した。</p>

別紙3 事務所費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
A8	<p>【賃貸借契約上の使用目的】 賃貸借契約書(丙A8の1)には、事務所の使用目的として「後援会事務所兼政務調査室事務所」との記載があり、明確に後援会事務所としての使用が記載されている。また、政党活動にも使用されていた可能性がある。陳述書も提出されていない。</p>	<p>A8議員は、政党活動を自由民主党北海道札幌市豊平区第5支部において行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
A9	<p>【①生計を一つにする親族からの賃借】 A9議員の政務調査事務所は、同議員と同一の住居に居住する父親から賃借したものである。A9議員は、同住居は自身の父親と独立して生活することができる二世帯住宅であり、父親と生計も別にしていく旨を主張しているが、そのような事実を基礎づける資料を提出しておらず、客観的裏付けを欠いている。</p> <p>【②賃貸借契約書上の使用目的】 賃貸借契約書(丙A9の1)の使用目的は「議員事務所」と記載されているのみであるし、同議員が行っていたとされる政党活動(党員からの党費の集金活動)は、かなりの作業量を必要とするものであって、これを自宅内で行っていたとの同議員の供述は信用できない。</p>	<p>A9議員は、政党活動を自宅において行い、政務調査事務所及び付属駐車場を後援会活動にも兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、政務調査事務所及び付属駐車場の賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p> <p>なお、同事務所の賃貸人は、A9議員と同居する同人の父となっているが、議員の住居は、いわゆる二世帯住宅で、玄関も二つ設けられているなど、それぞれの世帯が独立して生活が可能構造になっているし、議員の父の世帯とは生計も別にしていくから、上記事務所は手引きにいう「議員と生計を一つにする親族所有の事務所」には該当しない。</p>
A10	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 賃貸借契約書(丙A10の1)においては、事務所の使用目的は「店舗(事務所)」とのみ記載されており、政務調査活動を目的とする旨の記載もなく、また、政党活動にも利用されていた可能性がある。陳述書も提出されていない。</p>	<p>A10議員は、政党活動を自宅において行い、政務調査事務所及び付属駐車場を後援会活動にも兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、同事務所及び付属駐車場の賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
A11	<p>【①後援会活動等のための使用を推認させる事情の存在】 政務調査事務所と後援会事務所は同一の建物内の同じ階に位置し、両事務所の独立性は極めて低い。事務所の形状や、同事務所にたてかけられていた自民党議員の立看板、さらには後援会事務所には電話、パソコンも存在しなかったことを併せ考えると、政務調査事務所においては、平成22年度を通して、政務調査活動のみならず後援会活動や政党活動も行われていたことが強く推認される。</p> <p>【②親族が代表者を務める会社からの賃借】 政務調査事務所は、議員の親族が代表取締役を務める会社が賃貸人となっており、そもそも当該会社が実態のある会社であるかどうかという点について疑いがある上、仮にこの点を措くとしても、当該支出は「議員と生計を一つにする親族所有の事務所」からの賃借を禁止する「手引き」の趣旨に反する。</p>	<p>A11議員は、政務調査事務所とは分離され、事務所としての実態も備えられ、賃貸借契約も別に締結されている、同一建物内の別の事務所(後援会事務所)において政党活動を行い、政務調査事務所においては、平成22年10月以前は政務調査活動のみを、同年11月からは政務調査活動に加え後援会活動も行った。このことから、政務調査事務所の賃料について、平成22年4月から10月までの間は賃料全額を、同年11月から翌年3月までの間はその2分の1を、それぞれ政務調査費から支出した。</p> <p>なお、A11議員は、平成22年度以前は政務調査事務所の賃貸人である会社の取締役を務めていたものの、平成22年度はその地位になく、単なる株主であった上、賃貸人である法人の役員である親族と生計を一つにしないから、当該事務所の賃料に政務調査費を支出することは何ら問題はない。</p>

別紙3 事務所費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
	<p>【③議員が株主である会社からの賃借】 A15議員は、平成22年当時、賃貸人である会社の株主であった。</p> <p>【④後援会活動・政党活動のための使用を推認させる事情の存在】 A11議員の後援会会員は1万8000人から2万人程度もあり、名簿の整理や後援会に関する作業等は選挙前だけでなく恒常的に必要とされるものであった。また、A11議員は、平成22年参議院議員選挙の候補者であった自民党所属候補者と、政務調査事務所において選挙活動に関する打合せを行ったことを自認している。</p> <p>これらの事情からすると、政務調査事務所において政務調査活動のみが行われていたと考えることはできない。</p>	
A12	<p>【賃貸借契約書の不提出】 A12議員は、政務調査事務所の賃貸借契約書を提出しておらず、事務所の用途に関する客観的資料は何ら存在しない。</p>	<p>A12議員は、政党活動を自民党札幌厚別区連合支部において行い、政務調査事務所を政務調査活動及び後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p> <p>また、平成23年2月及び3月の2か月間については、除雪等のために政務調査事務所に付随する駐車場を賃借し、同期間も賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
A13	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丙B13の1)にはその用途が何ら記載されておらず、陳述書も提出されていない。</p>	<p>A13議員は、政党活動を自宅において行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所として兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、政務調査事務所及び付属駐車場の賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
A14	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丙A14の1)においては、その用途につき何ら記載されておらず、それどころか契約書の表題が「店舗賃貸借契約書」という何らかの営業目的をうかがわせるものとなっている。また、陳述書も提出されていない。</p>	<p>A14議員は、政党活動を自由民主党北海道札幌市東区第4支部において行い、政務調査事務所を政務調査活動及び後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>

別紙3 事務所費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
A15	<p>【①議員又は親族が取締役を務める会社からの賃借】 A15議員の政務調査事務所の賃貸人は、議員が取締役となっており、かつ、自身の長女であるP12が代表取締役の地位にある会社(Q2都市開発株式会社)であり、「生計を一つにする親族」が賃貸人となることを禁止する「手引き」の趣旨に反する。</p> <p>【②議員が株主である会社からの賃借】 A15議員は、平成22年当時、賃貸人である会社の株主であった。</p> <p>【③後援会活動のための使用を推認させる事情の存在】 政務調査事務所と後援会事務所は同一の建物内にあり、両事務所が独立しているとは言い難いことからして当該事務所において後援会活動が行われていたことが推認される。</p> <p>【④政党活動のための使用を推認させる事情の存在】 A15議員は、政務調査活動に従事させていた職員であるP46を、何ら契約内容等を変更することなく、平成22年度の途中から政党活動に従事させており、このことからすると、政務調査事務所においても、政党活動がなされていた可能性がある。</p>	<p>A15議員は、後援会活動は政務調査事務所と同一建物内の別の部屋に設置された後援会事務所において、政党活動は自民党北海道札幌市北区第7支部において、それぞれ行っており、これらの活動は政務調査事務所で行っていなかったから、政務調査事務所における賃料の全額を政務調査費として支出した。</p> <p>上記政務調査事務所として届け出ている建物は、A15議員の長女であるP12が代表取締役を務め、またA15議員自身も取締役を務める会社(Q2都市開発株式会社)の物件ではあるものの、P12とA15議員は生計を一つにしておらず、「手引き」にあるとおり、この物件の賃料に対して事務所費としての政務調査費を支出することは何ら問題はない。</p>
A16	<p>【①議員が取締役を務める会社からの賃借】 議員が取締役となっている会社が政務調査事務所の賃貸人となっており、「生計を一つにする親族」が賃貸人となることを禁止する「手引き」の趣旨に反する。</p> <p>【②自宅の賃料の政務調査費からの支出】 A16議員の政務調査事務所は、同議員の自宅と同一の建物内に存在し、自宅の賃料を政務調査から支出している。</p> <p>【③賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丙A16の1の1)上、使用目的は「事務所」と記載されているのみであり、同事務所における活動内容に関する客観的資料は存在しない。</p>	<p>A16議員は、平成22年4月から12月までの間、政党活動を自宅でを行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したことから、「手引き」記載の按分率に従い、事務所及び駐車場の賃料のうち2分の1を政務調査費として支出した。</p> <p>議員の自宅は、政務調査事務所と同一建物内に存在しているが、これらは入口を異にしており、事務所スペースも明確に区分されている。</p> <p>また、政務調査事務所として届け出ている建物及び駐車場は、A16議員が取締役を務める会社の物件ではあるものの、「手引き」にあるとおり、この物件の賃料に対して事務所費としての政務調査費を支出することに問題はない。</p> <p>なお、平成23年1月から3月にかけては、政務調査事務所は選挙活動用の事務所としてのみ利用したことから、同事務所の賃料については政務調査費からの支出を行っていない。</p>
A17	<p>【使用態様に関する客観的裏付けの不存在】 政務調査事務所が如何に利用されていたか、実際に政務調査活動に使用されていたのかは、提出されている客観的証拠からは窺い知ることはできず、また、陳述書も提出されていない。</p>	<p>A17議員は、政党活動を自民党北海道札幌市白石区第4支部において行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所として兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>

別紙3 事務所費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
A18	<p>【①議員が代表取締役を務める会社からの賃借】 A18議員が代表取締役となっている会社（ロイヤルコンサルタント株式会社）が政務調査事務所の賃貸人となっており、「生計を一つにする親族」が賃貸人となることを禁止する「手引き」の趣旨に反する。</p> <p>【②賃貸借契約書上の使用目的】 賃貸借契約書（丙A18の1）には、政務調査事務所の使用目的として「事務所」と記載されているが、かかる記載のみでは、実際にいかなる利用状況であったのかが判然とせず、上記記載にもかかわらず、同事務所内で実際には後援会活動も行われていたことに照らすと、同所においては、政党活動も行われていた可能性が高い。</p>	<p>A18議員は、政党活動を自宅で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p> <p>政務調査事務所として届け出ている建物は、A18議員が代表取締役を務める会社の物件ではあるものの、「手引き」にあるとおり、この物件の賃料に対して事務所費としての政務調査費を支出することは何ら問題はない。</p>
B1	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 賃貸借契約書（丙B1の1）において使用目的は「事務所」とだけ記載されており、当該事務所がいかなる用途に用いられたのか不明である。</p>	<p>B1議員は、政党活動を民主党南区支部で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
B2	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 B2議員は、参加人民主党会派所属の者として政務調査事務所の賃貸借契約を締結したばかりか、同契約書（丙B2の1）上も、事務所の使用目的が「政治団体事務所」と明記されており、当該事務所がいかなる用途に用いられたのか不明であり、また、後援会活動及び政党活動に用いられた可能性がある。</p>	<p>B2議員は、政党活動を厚別民主党で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
B3	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 賃貸借契約書（丙B3の1）においては、事務所の使用目的は「事務所」と記載されているのみであり、政務調査活動を目的とする旨の記載もない。また、陳述書も提出されていない。</p>	<p>B3議員は、政党活動を民主党手稲で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
B4	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書（丙B4の1）においては、その用途は何ら記載されていない。また、陳述書も提出されていない。</p>	<p>B4議員は、政党活動を民主党清田支部で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
B5	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書（丙B5の1）においては、事務所の使用目的が「後援会事務所」と明記されており、当該事務所は後援会活動に利用されたことが明らかである。</p>	<p>B5議員は、政党活動を東区民主党で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
B6	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書（丙B6の1）においては、事務所の用途は単に「事務所として」とのみ記載されている。また、陳述書も提出されていない。</p>	<p>B6議員は、政党活動を民主党札幌西区支部において行い、政務調査事務所においては専ら政務調査活動のみを行ったため、政務調査事務所の賃料全額を政務調査費として支出した。</p>

別紙3 事務所費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
B7	<p>【賃貸借契約書の不提出】 B7議員は「覚書」(丙B7の1)という契約内容の変更に関する簡易な書面を開示したのみであり、その基礎となる建物賃貸借契約書の開示を行っていない。そのため、事務所の使用目的等は不明であり、同事務所がいかなる用途で用いられたのかに関する客観的証拠が存在しない。また、陳述書も提出されていない。</p>	<p>B7議員は、政党活動を東区民主党で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
B8	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丙B8の1)においては、事務所の用途は「民主党・市民連合B8事務所」と記載されているのみである。また、陳述書も提出されていない。</p>	<p>B8議員は、政党活動を民主党中央区支部で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
B9	<p>【賃貸借契約書上の使用目的】 賃貸借契約書においては、用途は「事務所」とのみ記載されている(丙B9の1)。また、陳述書も提出されていない。</p>	<p>B9議員は、政党活動を民主党白石支部で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従って、賃料の2分の1を政務調査費から支出した。</p>
B10	<p>【①賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丙B10の1)においては、用途は「事務所」とのみ記載されている。  【②後援会活動等のための使用を推認させる事情の存在】 B10議員の政務調査事務所と後援会事務所は同一の建物内に所在しており(甲B10の2)、平成24年11月29日当時、民主党所属の政治家のポスターが同事務所に貼られていたことを考えると、同事務所においては、政務調査活動のみならず後援会活動や政党活動も行われていたと強く推認される。  【③不相当な賃料額の設定】 B10議員の政務調査事務所と後援会事務所を比較すると、両事務所は同一建物・同一フロア内に存在するにもかかわらず、その賃料は同じ面積で換算すると前者は後者に約5倍にも及ぶ。これは、本来後援会事務所が負担すべき事務所賃料の相当部分を議員事務所の賃料として計上するように意図的に契約内容を操作したといわざるを得ない。</p>	<p>B10議員は、政党活動を民主党豊平支部において行い、後援会活動については、政務調査事務所と同一の建物内にあるものの、壁によって明確に区分され、政務調査事務所とは別に賃貸借契約が締結された別室において行ったことから、政務調査事務所においては政務調査活動のみが行われていた。また、政務調査事務所の賃料の決定については、飽くまで貸主から提示された金額に応じたものである。  このことから、政務調査事務所及び付属駐車場の賃料全額を政務調査費から支出した。</p>
B11	<p>【①事務所の賃借人が議員以外の第三者】 B11議員が政務調査事務所として使用したと主張する事務所は、その賃貸借契約の賃借人が議員本人ではない第三者とされている。  【②賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丙B11の1)においては、その用途が何ら記載されていない。  【③政党活動のための使用を推認させる事情の存在】 B11議員は、政務調査事務所の職員が政党活動を手伝うこともあり、国政選挙の際は候補者が同事務所を訪ねてくることもあったと供述しているのであるから、結局、同事務所では政党活動も行われていたことが明らかである。</p>	<p>B11議員は、政党活動を交通労連道総支部書記局及び民主党ていねにおいて行い、政務調査事務所を後援会の事務所として兼用したため、「手引き」記載の按分率に従い、政務調査事務所の賃料のうち2分の1を政務調査費から支出した。  事務所の賃貸借契約における契約名義が議員本人ではなくP70となっているのは、貸主から事務所責任者を借主として欲しい旨要請されたために、当時事務所所長であった同人を形式的な契約当事者として定めたにすぎず、議員自身は借主と同様の義務を負う連帯保証人になっているから、実質的には契約当事者と同視することができる。</p>

別紙3 事務所費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
B12	【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丙B12の1)においては、使用目的「事務所」とのみ記載されている。また、陳述書も提出されていない。	B12議員は、政党活動を東区民主党で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従い、政務調査事務所の賃料のうち2分の1を政務調査費として支出した。
B13	【賃貸借契約書上の使用目的】 事務所の賃貸借契約書(丙B13の1)においては、その用途が何ら記載されていない。また、陳述書も提出されていない。	B13議員は、政党活動を民主党豊平支部で行い、政務調査事務所及び付属駐車場を後援会活動の事務所及び駐車場としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従い、政務調査事務所及び駐車場の賃料のうち2分の1を政務調査費として支出した。
B14	【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丙B14の1)においては、その用途が何ら記載されておらず、むしろ「共同住宅」「賃貸住宅」といった居住の用途をうかがわせる文言すら散見される。また、陳述書も提出されていない。	B14議員は、政党活動を民主党札幌南区支部で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従い、政務調査事務所の賃料のうち2分の1を政務調査費として支出した。
B15	【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丙B15の1)においては、その用途が何ら記載されておらず、それどころか契約書の表題が「店舗賃貸借契約書」という何らかの営業目的をうかがわせるものとなっている。また、陳述書も提出されていない。	B15議員は、政党活動を民主党白石支部で行い、政務調査事務所を後援会活動の事務所としても兼用したため、「手引き」記載の按分率に従い、政務調査事務所の賃料のうち2分の1を政務調査費として支出した。
C1	【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丁C1の1)においては、用途は「事務所」とだけ記載されており、同事務所が政務調査活動に利用されたことを示す記載はない。	C1議員は、後援会活動を日本共産党白石区後援会の事務所において行っていたものの、日本共産党白石地区委員会支部が同議員の政務調査事務所を使用することもあったため、同事務所においては政務調査活動及び政党活動が行われていたものとして、「手引き」記載の按分率に従い、政務調査事務所における賃料の2分の1を政務調査費用から支出した。
C2	【事務所の賃借人が議員以外の第三者】 C2議員の政務調査事務所は、その賃借人が「日本共産党札幌西・手稲地区委員会」とされており、議員本人が賃借人とはなっていない。	C2議員は、政務調査事務所において後援会活動を行っていなかったものの、政務調査事務所の存する建物の2階部分を日本共産党手稲地区後援会が使用し、同会が上記建物の賃料の一部を支払っていたため、これを控除した残部の賃料の2分の1を政務調査費として支出した。
C3	【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丁C3の1の1)には、使用目的として「事務所」としか記載されておらず、実際の事務所の利用状態も明らかになっていない。	C3議員は、後援会活動を日本共産党東区後援会事務所で行い、政務調査事務所を政党活動の事務所としても兼用していたことから、「手引き」記載の按分率に従い、政務調査事務所における賃料の2分の1を政務調査費から支出した。

別紙3 事務所費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
C4	【賃貸借契約書上の使用目的】 政務調査事務所の賃貸借契約書(丁C4の1)には, 使用目的として「事務所」としか記載されておらず, 実際の事務所の利用状態が明らかになっていない。	C4議員は, 後援会活動を日本共産党厚別区後援会事務所で行っており, 平成22年度中1か月間のみ政務調査事務所を選挙事務所として利用したことから, 政務調査事務所及び付属駐車場の賃料の2分の1を政務調査費から支出した。
D1	【賃貸借契約書の不提出】 D1議員の事務所費に関する証拠は, 賃料として振り込んだとする振込明細書のみであり, 事務所の賃貸借契約書すら提出されていない。	
D2	【賃貸借契約書の不提出】 D2議員の事務所費に関する証拠は, 賃料として振り込んだとする振込明細書のみであり, 事務所の賃貸借契約書すら提出されていない。	

別紙4 人件費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
A1	<p>【雇用契約書の不提出等】 A1議員は、自身が雇用する職員のうち1名についてのみ雇用契約書を提出するほかに何らの客観的資料の提出も行っておらず、雇用した職員が従事していた具体的な業務の内容は、何ら裏付けられていない。</p>	<p>A1議員は、政務調査活動補助のために2名の職員を雇用し、同職員らは、後援会活動の補助にも従事した。政党活動については、自宅及び自民党北海道札幌市厚別区第四支部において議員自身が行ったため、上記職員らの人件費のうち、その2分の1を政務調査費として支出した。</p>
A2	<p>【雇用契約書の不提出】 A2議員は、雇用した職員の雇用契約書を提出しないため、同職員らがいかなる業務に従事したのかに関する客観的証拠が存しないばかりか、陳述書すら提出しない。</p>	<p>A2議員は、政務調査活動補助のために2名の職員を雇用し、同職員らは、後援会活動及び政党活動の補助にも従事したため、上記職員らの人件費のうち、その3分の1を政務調査費として支出した。</p>
A3	<p>【①雇用契約書の不提出】 A3議員は、雇用した職員の雇用契約書を提出せず、同職員がいかなる業務に従事したのかに関する客観的証拠が存しない。                  【②政党活動及び後援会活動への従事を推認させる事情の存在】 A3議員は、自身が雇用した職員が勤務時間外に後援会活動に従事したことを自認しており(丙A3の3)、また、当該職員が事務所において政党活動に関する連絡の取次ぎ等を行っていたであろうことも併せ考えると、当該職員が政党活動及び後援会活動を補助していた可能性が払しょくできない。</p>	<p>A3議員は、政務調査活動補助のために1名の職員を雇用し、同職員は、政務調査活動の補助にのみ従事した。政党活動については自宅において議員自身が行い、後援会活動については、A3議員が任期満了後に引退する予定であったため行っていないことから、上記職員の人件費全額を政務調査費として支出した。</p>
A4	<p>【①雇用契約書の不提出】 A4議員は、雇用した職員の雇用契約書を提出せず、給与に関する領収書にも「給与」と記載されているのみで、職員が従事していた各活動の比率は不明である。                  【②政務調査活動以外の活動への従事を推認させる事情の存在】                  さらに、雇用した職員のうち1名についてはA4議員の娘であり、同人が議員個人の補助・応援機関である後援会・政党と親しい人物であることからすると、同人が政務調査活動だけに従事していたとは認められない。</p>	<p>A4議員は、政務調査活動補助のために3名の職員を雇用し、同職員らのうち1名は平成22年12月に退職するまでの間、政務調査活動にのみ従事したため、その人件費の全額を政務調査費から支出した。                  また、別の1名については同年11月に退職するまでの間、政務調査活動のほか後援会活動にも従事した。当該期間中、特に同年6月10日から同年10月までは政党活動の補助も行い得る状況にあり、同年11月については政務調査活動にのみ専念したことから、同年4月から6月9日までの人件費についてはその2分の1を、同年6月10日から10月までの分についてはその3分の1を、同年11月分についてはその全額を、それぞれ政務調査費から支出した。                  さらに、その他の1名については平成22年11月に雇用し、後援会活動についても補助を行っており、上記のとおり、同月以降は政党活動の補助も行い得る状況にあったことから、その人件費の3分の1を政務調査費から支出した。                  なお、平成22年6月9日以前は、議員自身が自宅において政党活動を行っていた。</p>

別紙4 人件費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
A5	<p>【雇用契約書の不提出】 A5議員は、雇用契約書を提出しておらず、雇用した職員が従事していた具体的な業務の内容は何ら裏付けられていない。</p>	<p>A5議員は、平成22年4月から平成23年2月までの間、政務調査活動補助のために2名の職員を雇用し、同職員らは、後援会活動の補助にも従事した。このことに加え、A5議員の政務調査事務所は政党事務所としての届出がなされていたことを考慮して、上記職員の人件費のうち、その3分の1を政務調査費として支出した。</p> <p>また、平成23年3月については、同月10日以降、上記職員の後援会活動における補助の割合が増加したため、同日以降の人件費については政務調査費による支出を行わず、同日以前の9日間に相当する部分についてのみ、その3分の1を政務調査費から支出した。</p>
A6	<p>【雇用契約書等の不提出】 A6議員は、雇用契約書を提出しておらず、雇用した職員の従事していた具体的な業務の内容は何ら裏付けられていない。</p>	<p>A6議員は、政務調査活動補助のために4名の職員を雇用し、同職員らは後援会活動の補助にも従事した。政党活動については、自宅において議員自身が行ったことから、上記職員らの人件費のうち、その2分の1を政務調査費から支出した。</p>
A7	<p>【①不相当な給与額の設定】 A7議員が雇用する職員らのうち2名(P28及びP29)の給与は、時給換算すると1500円ないし3500円と高額に過ぎ、これは不相当な利益供与といわざるを得ない。</p> <p>【②政党活動への従事を推認させる事情の存在】 A7議員の政務調査事務所には他の自民党道議の選挙ポスターが立てかけられていたり、職員の雇用契約書に政務調査事務や後援会事務以外の業務があることを示唆する記述がある等、上記職員らの政党活動へ従事が当然に行われていたと考えられる。</p>	<p>A7議員は、政務調査活動補助のために3名の職員を雇用し、うち1名については、後援会活動の補助にも従事し、その他の2名については政務調査活動のみに従事した。政党活動については、自宅において議員自身がこれを行った。このことから、上記職員の人件費のうち、1名については2分の1、残り2名についてはその全額を政務調査費から支出した。</p> <p>雇用した職員のうち、P28及びP29の出勤日数は、最も少ない月でもP28につき17日、P29につき20日に上っている(丙A7の42、A7の43)ことから、当該職員らに対して支払われた給与が高額に過ぎるとの批判は当たらない。</p>
A8	<p>【雇用契約書上の職務内容】 A8議員の雇用する職員の雇用契約書(丙A8の2、A8の3)上、当該職員の従事する業務は、「一般事務並びに政務調査に関する事務」と記載されており、政務調査活動以外の業務への従事も業務内容に明記されている。また、同議員は陳述書も提出しない。</p>	<p>A8議員は、政務調査活動補助のために2名の職員を雇用し、同職員らは後援会活動の補助にも従事した。政党活動については、自由民主党北海道札幌市豊平区第5支部において議員自身が行ったことから、上記職員の人件費のうち、その2分の1を政務調査費から支出した。</p>
A9	<p>【①雇用契約書の不提出】 A9議員は、その雇用する職員の雇用契約書を提出しておらず、当該職員全員について、勤務時間・職務内容等が一切明らかになっていない。</p> <p>【②政党活動への従事を推認させる事情の存在】 事務所費について述べたとおり、A9議員は、政務調査事務所において政党活動を行っていたと認められるから、当該事務所で業務に従事する職員が当該活動に一切関与しなかったと考えることはできず、何らかの形でA9議員の政党活動の補助を行っていたと考えざるを得ない。</p>	<p>A9議員は、政務調査活動補助のために4名の職員を雇用し、同職員らは後援会活動の補助にも従事した。政党活動については、自宅において議員自身が行ったことから、上記職員らの人件費のうち、その2分の1を政務調査費から支出した。</p>

別紙4 人件費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
A10	<p>【雇用契約書上の職務内容】 A10議員の雇用する職員の雇用契約書(丙A10の2)上、当該職員が従事する業務は、「政務調査補助事務・後援会事務等」と記載されており、政務調査活動以外の後援会事務作業等も業務内容に明記されている。また、陳述書も提出されていない。</p>	<p>A10議員は、政務調査活動補助のために1名の職員を雇用し、同職員は後援会活動の補助にも従事した。政党活動については、自宅において議員自身が行ったことから、上記職員の人件費のうち、その2分の1を政務調査費から支出した。</p>
A11	<p>【①客観的資料の不足】 A11議員は、雇用契約書及び領収書のほかに何ら客観的資料の提出も行っていない。 【②後援会活動への従事を推認させる事情の存在】 仮にA11議員の雇用する職員が一定の政務調査活動に従事していたとしても、政務調査事務所の構造からして、政務調査活動に従事していた職員が、同一年度の途中から後援会活動にも従事し始めた旨の主張は不自然であり、実際に、同職員は、後援会関連の郵便物の回収や後援会宛ての電話応対等を行っていたのであるから、全期間において後援会活動に従事していたと考えるほかない。</p>	<p>A11議員は、政務調査活動補助のために1名の職員を雇用し、同職員は平成22年4月から同年10月までの間は政務調査活動にのみ従事し、同年11月から平成23年3月までの間は政務調査活動に加えて後援会活動にも従事した。政党活動については、自宅において議員自身が行ったことから、上記職員の人件費のうち、平成22年4月から同年10月までの間は全額、同年11月以降についてはその2分の1を、それぞれ政務調査費から支出した。 確かに、上記職員は後援会事務所宛の郵便物の仕分け等の作業に従事したことはあるが、当該作業は、政務調査費の按分が求められるような業務量を要するものではないから、主として政務調査活動に従事していた当該職員の人件費は全額政務調査費から支出することができるというべきである。</p>
A12	<p>【雇用契約書の不提出】 A12議員は、雇用した職員の雇用契約書を提出しておらず、勤務条件・職務内容等が明らかとなっていない。</p>	<p>A12議員は、政務調査活動補助のために4名の職員を雇用し、同職員らは後援会活動の補助にも従事した。政党活動については、自民党札幌厚別区連合支部において議員自身が行ったことから、上記職員らの人件費のうち、その2分の1を政務調査費から支出した。</p>
A13	<p>【雇用契約書上の職務内容】 A13議員が雇用する職員の雇用契約書(丙A13の2)上、同職員の従事する業務は、「一般事務職」とされており、政務調査業務に従事したのか否かは必ずしも明らかではなく、雇用契約書上の記載からは、むしろ政務調査業務には従事していないことがうかがわれる。</p>	<p>A13議員は、政務調査活動補助のために1名の職員を雇用し、同職員は、後援会活動の補助にも従事した。政党活動については、自宅において議員自身が行ったことから、上記職員の人件費のうち、その2分の1を政務調査費として支出した。</p>
A14	<p>【雇用契約書の不提出】 A14議員は、同議員が雇用する職員の雇用契約書を提出しないため、同職員の従事した業務の内容に関する客観的資料が存在しない。また、陳述書も提出されていない。</p>	<p>A14議員は、政務調査活動補助のために2名の職員を雇用し、うち1名については政務調査活動に専念したことから、人件費の全額を政務調査費から支出した。 また、もう1名の職員については、後援会活動の補助にも従事したものの、後援会活動の補助業務の対価は後援会から給与として別途支払われていたため、A9議員は、当該職員の人件費総額の約35%分についてのみ政務調査費から支出した。 なお、政党活動については、自由民主党北海道札幌市東区第4支部において議員自身が行った。</p>

別紙4 人件費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
A15	<p>【①後援会活動への従事を推認させる事情の存在】 A15議員が雇用した職員は、期間の定めなく雇用されており、政務調査事務所と後援会事務所が同一建物内に存在していたことや平成22年10月以降は政務調査活動以外の活動にも従事していたことからすると、当該職員は政務調査活動以外の活動の補助も行うことが前提とされていたと考えられる。</p> <p>【②客観的資料の不足】 労働条件通知書等が提出されているものの、当該職員は、平成22年10月1日以降、自由民主党北海道北区第7選挙区支部から給与の支払を受けているにもかかわらず、同職員と同支部との間で何らの契約等も締結されていないことに照らすと、A15議員が真に同職員を雇用していたのかどうかすら疑わしい。</p>	<p>A15議員は、政務調査活動補助のために1名の職員を雇用し、同職員は、平成22年4月から9月までの間、政務調査活動にのみ従事した。政党活動については、自民党北海道札幌市北区第7支部において議員自身が行ったことから、上記職員の人件費全額を政務調査費として支出した。</p>
A16	<p>【雇用契約書の不提出】 A16議員は、雇用する職員の雇用契約書を提出しておらず、当該職員らが真に政務調査活動に従事していたか否かが判然としない。</p>	<p>A16議員は、政務調査活動補助のために4名の職員を雇用し、同職員らは、後援会活動の補助にも従事した。政党活動については、自宅において議員自身が行ったことから、上記職員らの人件費のうち、その2分の1を政務調査費として支出した。</p>
A17	<p>【客観的資料の不存在】 A17議員が業務を委託していた職員の業務委託通知書(丙A17の2)が提出されているものの、その記載内容からは、同職員らが従事していた具体的な業務の内容は何ら裏付けられていないばかりか、実際には後援会活動にも従事していたことからすると、上記記載内容にもかかわらず、同職員は政党活動にも従事していた可能性が高い。</p>	<p>A17議員は、政務調査活動補助のために2名の職員を雇用し、同職員らは、後援会活動の補助にも従事した。政党活動については、自民党北海道札幌市白石区第4支部において議員自身が行ったことから、上記職員らの人件費のうち、その2分の1を政務調査費として支出した。</p>
A18	<p>【雇用契約書の不提出】 A18議員が雇用する職員らについては雇用契約書が提出されておらず、職員らが真に政務調査活動に従事していたか否かが判然としない。</p>	<p>A18議員は、政務調査活動補助のために6名の職員を雇用し、同職員らは、後援会活動の補助にも従事した。政党活動については、自民党北海道札幌市西区第6選挙区支部で議員自身が行った。このことから、上記職員らの人件費のうち、その2分の1を政務調査費として支出した。</p>
A19	<p>【雇用契約書の不提出】 A19議員が雇用する職員については雇用契約書が提出されておらず、職員が真に政務調査活動に従事していたか否かが判然としない。</p>	<p>A19議員は、政務調査活動補助のために1名の職員を雇用し、同職員は、後援会活動の補助にも従事した。政党活動は、この期間において、上記職員及び議員のいずれも行っていないことから、上記職員の人件費のうち、その2分の1を政務調査費として支出した。</p>

別紙4 人件費に関する当事者の主張

番号	原告の主張	被告・被告補助参加人らの主張
A20	【雇用契約書の不提出】 A20議員が雇用する職員らについては雇用契約書が提出されておらず、職員らが真に政務調査活動に従事していたか否かが判然としない。	A20議員は、政務調査活動補助のために1名の職員を雇用し、同職員は、政務調査活動のみに従事した。後援会活動及び政党活動の補助はA20議員の配偶者が行ったことから、上記職員の人件費全額を政務調査費として支出した。
A21	【雇用契約書の不提出】 A21議員が雇用する職員らについては雇用契約書が提出されておらず、職員らが真に政務調査活動に従事していたか否かが判然としない。	A21議員は、政務調査活動補助のために4名の職員を雇用し、同職員らのうち1名については政務調査活動の補助のみに従事し、うち1名については政務調査活動に加えて後援会活動の補助、その他の2名についても政党活動の補助に、それぞれ従事した。このことから、上記4名の職員の人件費のうち、1名については全額、うち3名については2分の1ずつを政務調査費から支出した。
A22	【後援会活動及び政党活動への従事を推認させる事情の存在及び他の会社の業務への従事】 A22議員が雇用する職員のうち1名に関する雇用契約書(丙A22の3)には、従事する職務として「札幌市政に関する東区広報活動」との記載があるにもかかわらず、同職員はエコ・サーブ株式会社の業務に従事したとされており、雇用契約書の記載が実態と異なるものであることは明らかであるから、結局、同職員を含む全職員がどのような活動に従事したのかは判然としない。 また、仮に同職員らが一定の政務調査活動に従事していたとしても、A22議員は、政務調査活動以外の活動を政務調査事務所と同一の建物内にある別の階で行っていたのであるから、政務調査活動とそれ以外の活動が混在して職員がこれを補助する業務に従事する可能性も高い。	A22議員は、政務調査活動補助のために3名の職員を雇用し、うち2名については政務調査活動の補助のみ従事したことから、人件費の全額について政務調査費から支出した。 また、その他の1名については、政務調査活動、後援会活動及び政党活動以外の補助業務にも従事したことから、人件費の2分の1について政務調査費から支出した。 なお、政党活動については、議員専用の事務室及び札幌市東区所在の事務所において議員自身が行った。

別紙5 検討結果一覧表

番号	違法支出額		
	事務所費	人件費	合計
A1		375,354	375,354
A2		702,074	702,074
A3		1,020,000	1,020,000
A4	0	852,721	852,721
A5	0	704,052	704,052
A6	572,500	1,705,000	2,277,500
A7	240,000	790,000	1,030,000
A8	0	0	0
A9	0	1,700,000	1,700,000
A10	0	0	0
A11	0	0	0
A12	503,971	1,452,600	1,956,571
A13	0	0	0
A14	0	1,258,000	1,258,000
A15	0	0	0
A16	0	1,025,000	1,025,000
A17	0	0	0
A18	0	1,405,304	1,405,304
A19		1,200,000	1,200,000
A20		1,080,000	1,080,000
A21		1,537,007	1,537,007
A22		825,170	825,170
B1	0		0
B2	0		0
B3	0		0
B4	0		0
B5	0		0
B6	0		0
B7	420,000		420,000
B8	0		0
B9	0		0
B10	678,700		678,700
B11	725,000		725,000
B12	0		0
B13	0		0
B14	0		0
B15	0		0
C1	0		0
C2	280,000		280,000
C3	0		0
C4	0		0
D1	0		0
D2	0		0

A1ないし22合計額  
18,948,753

B1ないし15合計額  
1,823,700

C1ないし4合計額  
280,000

D1及び2合計額  
0